

各位

2013年1月31日
富士重工業株式会社

クリーンロボット部における不正行為に関する返納金等について

当社のエコテクノロジーカンパニー クリーンロボット部において、不正経理が行われると共に委託事業・補助金事業に関する不適切な請求が行われた不正行為について、当社は2012年2月20日にその事実を公表し、その後、不適切な請求の調査と返納額の算定を進めてまいりました。

調査は社内調査委員会が実施し、その結果を元に、信用性、客観性を担保するために設置した、社外の弁護士等を含めた第三者調査委員会が調査、検証を行いました。その結果、明らかな不正が確認できた案件以外に、不正の有無の判定が困難な案件についても返納の対象とし、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）など国等への返納額は、金利、加算金を含め約13億円となりました。

なお、この返納金額は2013年2月6日に公表予定の2013年3月期第3四半期決算に当期の費用として織り込む予定です。

不正行為の発生にあたり、事業委託元等の関係機関をはじめ、株主および取引先の皆様、関係する皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後は、先に策定した不正防止策の着実な実行と共に、更に強化した不正防止機能などのコンプライアンス体制により、再発防止を図ってまいります。